

信州地震等災害保険・共済加入促進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、信州地震等災害保険・共済加入促進協議会（以下「協議会」という。）の設置に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 協議会は、関係団体が連携し、長野県における地震等災害リスクや地震等災害保険・共済加入をはじめとした自助による災害への備えについて普及啓発を行い、災害発生後の長野県民の迅速な生活再建に資することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は会員及び協力会員をもって構成する。

2 会員は別表1の者をもって充てる。

3 協力会員は、前条の目的に賛同する団体等で、会長が協力会員として適当であると認めるものをもって充てる。

(活動)

第4条 協議会は第2条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 地震等災害保険・共済加入をはじめとした自助による備えの普及啓発事業の計画策定に関する事
- (2) 地震等災害保険・共済加入をはじめとした自助による備えの普及啓発事業の実施に関する事
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長

(2) 監事

2 会長は別表2に掲げる者のうち、会員の申し合わせにより定められたものをもって充てる。ただし、任期は1年とする。

3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

4 監事は2名とし、別表3に掲げる者のうち、会員の申し合わせにより定められたものをもって充てる。ただし、任期は1年とする。

(会議)

第6条 会議は会員をもって構成する。

2 会議は会長が招集し、議長は会長が務める。

3 会議の議事は、会員の出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 4 会議は、第4条各号に定める事項を行うため、次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 協議会の活動方針に関すること
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること
 - (3) 予算及び決算に関すること
 - (4) 本要綱の制定及び改廃に関すること
 - (5) その他協議会の運営に関して必要なこと。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、長野県危機管理部に事務局をおく。

(経費)

第8条 協議会の運営に要する費用は、会員が協議して支出するものとする。

(雑則)

第9条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は会議において別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月25日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和元年8月30日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和3年9月7日から施行する。